

民事執行法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（6）

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

1 現行の財産開示手続の見直し

財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を見直し，金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば，いずれの種類債務名義についても，財産開示手続の申立てをすることができるようにするものとする。

手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が，正当な理由なく，執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず，又は宣誓を拒んだ場合や，財産開示期日において宣誓した開示義務者が，正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず，又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

管轄

債務者の財産に係る情報の取得に関する手続（以下「第三者からの情報取得手続」という。）については，債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が，この普通裁判籍がないときは陳述を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が，執行裁判所として管轄するものとする。

債務者の不動産に係る情報の取得

ア 執行裁判所は，次の各号のいずれかに該当するときは，それぞれ当該各号に定める者の申立てにより，法務省令で定める登記所に対し，債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて陳述すべき旨を命じなければならないものとする。ただし，(ア)に掲げる場合において，(ア)に規定する執行力の

ある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

- (ア) 民事執行法第197条第1項各号のいずれかに該当する場合 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者
- (イ) 民事執行法第197条第2項各号のいずれかに該当する場合 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

イ 前記アの申立てを認容する決定は、その申立ての日前3年以内に財産開示期日が実施された場合（当該財産開示期日に係る財産開示手続において民事執行法第200条第1項の許可がされたときを除く。）に限り、することができるものとする。

ウ 前記アの申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（前記ア(イ)に掲げる場合にあつては、当該決定及び前記ア(イ)に規定する文書の写し）を債務者に送達しなければならないものとする。

エ 前記アの申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

オ 前記アの申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

債務者の給与債権に係る情報の取得

ア 執行裁判所は、民事執行法第197条第1項各号のいずれかに該当するときは、同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について陳述すべき旨を命じなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

- (ア) 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。） 債務者が支払を受ける地方税法第317条の2第1項ただし書に規定する給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税

(特別区民税を含む。)に係る事務に関して知り得たものに限る。)

- (イ) 日本年金機構，国家公務員共済組合，国家公務員共済組合連合会，地方公務員共済組合，全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団 債務者（厚生年金保険の被保険者であるものに限る。以下この号において同じ。）が支払を受ける厚生年金保険法第3条第1項第3号に規定する報酬又は同項第4号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（陳述を命じられた者が債務者の厚生年金保険に係る事務に関して知り得たものに限る。）

イ 前記 イからオまでの規定は，前記アの申立て及び当該申立てについての裁判について準用するものとする。

債務者の預貯金債権等に係る情報の取得

ア 執行裁判所は，民事執行法第197条第1項各号のいずれかに該当するときは，執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより，次の各号に掲げる者であって最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し，それぞれ当該各号に定める事項について陳述すべき旨を命じなければならないものとする。ただし，当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは，この限りでないものとする。

- (ア) 銀行等（銀行，信用金庫，信用金庫連合会，労働金庫，労働金庫連合会，信用協同組合，信用協同組合連合会，農業協同組合，農業協同組合連合会，漁業協同組合，漁業協同組合連合会，水産加工業協同組合，水産加工業協同組合連合会，農林中央金庫，株式会社商 債務者の当該銀行等に対する預貯金債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

工組合中央金庫又は独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
をいう。以下この号において同じ
。）

- (イ) 振替機関等（社債，株式等の振替に関する法律第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）
- 債務者の有する振替社債等（同法第279条に規定する振替社債等であって，当該振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され，又は記録されたものに限る。）に関する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

イ 執行裁判所は，民事執行法第197条第2項各号のいずれかに該当するときは，債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより，前記アの各号に掲げる者であって最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し，それぞれ当該各号に定める事項について陳述すべき旨を命じなければならないものとする。

ウ 前記ア又はイの申立てを却下する裁判に対しては，執行抗告をすることができるものとする。

第三者の陳述

ア 前記 ア， ア又は ア若しくはイの申立てを認容する決定に基づく陳述は，執行裁判所に対し，書面でしなければならないものとする。

イ 前記アの陳述がされたときは，執行裁判所は，最高裁判所規則で定めるところにより，申立人に前記アの書面の写しを送付し，かつ，債務者に対し，前記アに規定する決定に基づいてその財産に関する陳述がされた旨を通知しなければならないものとする。

第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限

ア 前記 又は の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前記 アの陳述に関する部分についての民事執行法第17条の規定による請求は，次に掲げる者に限り，することができるものとする。

(ア) 申立人

(イ) 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ウ) 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

(エ) 債務者

(オ) 当該陳述をした者

イ 前記 の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前記 アの陳述に関する部分についての民事執行法第17条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(ア) 申立人

(イ) 債務者に対する民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ウ) 債務者

(エ) 当該陳述をした者

第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限

ア 申立人は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

イ 前記 ア(イ)若しくは(ウ)又はイ(イ)に掲げる者であって、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記 アの陳述に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

ウ 前記ア又はイの規定に違反して、前記ア又はイの情報を目的外に利用し、又は提供した場合について、所要の罰則を設けるものとする。

強制執行及び担保権の実行の規定の準用等

ア 民事執行法第39条及び第40条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく第三者からの情報取得手続について、同法第42条(第2項を除く。)の規定は第三者からの情報取得手続について、

同法第182条及び第183条の規定は一般の先取特権に基づく第三者からの情報手取得手続について準用するものとする。

イ 債務者の預貯金債権等に関する陳述を命じられた金融機関等は、執行裁判所に対し、陳述に要する費用等を請求することができるものとする。

(説明)

1 現行の財産開示手続の見直し(本文1)

本文は、部会資料20-1と同内容である。

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設(本文2)

本文の概要

本文は、後記の点を除き、部会資料20-1と実質的に同内容である。

細目的な事項に関する委任(本文2)

部会資料20-1では、不動産に係る情報取得の手続に関して、この制度の対象となる登記所の具体的範囲とその登記所が陳述すべき情報の範囲に関する細目的な事項を最高裁判所規則で定めるものとするのが提案されていた。

これに対しては、第20回会議において、これらに関する細目的な事項を規律するに当たっては、不動産登記に関する情報管理の在り方や各個別の登記所における実務上の対応能力を考慮した検討が必要であることなどから、これを法務省令によって定めるのが適当ではないかとの指摘があった。

そこで、本部会資料においては、この制度において陳述を命ずるべき登記所の具体的な範囲と、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物に準ずるものとして情報取得手続の対象とすべきものの具体的な範囲については、法務省令で定めるものとしている(注1)。

債務者の特定の方法

第三者からの情報取得手続の申立書には、事件の対象となる債務者を特定するために必要な事項を記載すべきであると考えられるが、部会のこれまでの議論においては、いかなる要素をもって債務者を特定すべきかを検討するに当たっては、この手続により陳述を命じられる第三者における情報検索の便宜等にも配慮する必要があるとの意見が示された。そして、例えば、通常の訴訟手続においては氏名又は名称及び住所をもって当事者を特定するのが通常であるが、このほか、陳述を命じられる第三者における情報管理の体制によっては、債務者の特定のため、債務

者の性別や生年月日に関する情報が必要であるとの指摘もあった。

ところで、氏名のふりがなは個人の特定に必ずしも不可欠な要素であるとはいえないものの、陳述を命じられる第三者における情報管理の体制によっては、債務者に関する情報を検索するための参考情報として氏名のふりがなを活用することが有益な場合もあり得ると考えられる。第20回会議においては、この点に着目して、陳述を命じられた金融機関等における情報検索の便宜等に配慮する観点から、第三者からの情報取得手続の申立書には必ず債務者の氏名又は名称にふりがなを付して記載しなければならないものとした上で、この申立書におけるふりがなの記載が陳述を命じられた金融機関等の把握しているものと異なる場合には、当該金融機関等がその者に関する情報を回答する必要がないものとするべきではないかとの意見が示された。

もっとも、この意見に対しては、部会のこれまでの議論において、我が国においては個人の氏名のふりがなが戸籍や住民票等に必ずしも登録されているわけではないことや、金融機関等が（何らかの客観的な証拠に基づくのではなく）顧客の申告のみに依拠してその氏名のふりがなを把握していることもあること、そのため、金融機関が把握している債務者の氏名のふりがなを債権者が的確に把握することは必ずしも容易ではないこと（注2）などの指摘がされた。このほか、上記意見については、現行の債権差押えの実務では、氏名又は名称及び住所のみによって債務者の特定をするのが通常であり、債権差押命令及びその申立書における債務者の氏名又は名称の記載にはふりがなを付すことが要求されていないことや、第三債務者に対する陳述の催告（民事執行法第147条）においても債務者の氏名又は名称にふりがなは付されていないこととの整合性も問題となるとの指摘もあり得る。

これらの指摘を踏まえれば、現状において、第三者からの情報取得手続の申立書に債務者の氏名又は名称にふりがなを付して記載することを制度的に要求することは困難であると思われる。

「当該陳述をした者」の意義（本文2）

民事執行法第17条によれば、民事執行の事件の記録は、利害関係を有する者がその閲覧等を行うことができるものとされているが、第三者からの情報取得手続の対象となる債務者の財産に関する情報には、債務者のプライバシー等に属する情報が含まれ得るため、その情報の保護に配慮する必要がある。そこで、本文2は、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録のうち、第三者の陳述に関する部分の閲覧等を行うことができる者を一定の範囲に制限するものとしている。そして、本文2

ア(オ)及びイ(エ)は、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録のうち、第三者の陳述に関する部分の閲覧等を行うことができる者として、「当該陳述をした者」を掲げている。

ところで、事案によっては、債権者が複数の金融機関等に対して債務者の預貯金債権等に関する陳述を求めると想定され、その場合には、一つの事件の記録に複数の金融機関等からの陳述(回答書)が綴られることもあり得ると思われる。第20回会議では、このような事案において、ある陳述をした金融機関等が他の金融機関等の陳述(回答書)についても閲覧を行うことができることとなると不都合ではないかとの指摘があったが、本文2 ア(オ)によれば、特定の陳述(回答書)に関する部分の閲覧等を行うことができるのは、当該陳述をした者に限られることとなる。

(注1) 本部会資料においては、部会のこれまでの議論を踏まえ、差し当たり法務省令に委任するものとしているが、他の下位規範に委任するものとする考え方もあり得る。

(注2) なお、第20回会議においては、仮にふりがなの記載を必要とした場合には、債権者において債務者の氏名又は名称のふりがなを把握することができなければ、考えられ得る「ふりがな」を並列的に記載せざるを得なくなり、結局、ふりがなの記載が債務者を特定するための意味を持たなくなるとの指摘もあった。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

1 買受けの申出をしようとする者の陳述

陳述の内容等

不動産の買受けの申出は、次のア又はイのいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者(その者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、その者が法人である場合にあってはその代表者)が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができないものとする。

ア 買受けの申出をしようとする者(その者が法人である場合にあっては、その役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

イ 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者(その

者が法人である場合にあっては、その役員)が暴力団員等であること。

の陳述をした者が虚偽の陳述をした場合には、罰則を設けるものとする。

2 執行裁判所による警察への調査の囑託

最高価買受申出人について

執行裁判所は、最高価買受申出人(最高価買受申出人が法人である場合にあっては、その役員。以下において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならないものとする。ただし、当該最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでないものとする。

自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者について

執行裁判所は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該買受けの申出をさせた者(その者が法人である場合にあっては、その役員。以下において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならないものとする。ただし、当該買受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでないものとする。

3 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならないものとする。

最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

暴力団員等(買受けの申出がされた時に暴力団員等であった者を含む。)

法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの(買受けの申出がされた時にその役員のうち暴力団員等に該当する者があつたものを含む。)

(説明)

- 1 本文1(買受けの申出をしようとする者の陳述)及び本文2(執行裁判所による警察への調査の囑託)について

本文は、部会資料20-1と同内容である。

- 2 本文3(執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限)について

本文3は、部会資料20-1と同内容である。

本文3は、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が法人である場合における売却不許可事由を規律するものであるが、本文3では、部会資料20-1の「法人でその役員のうちにに掲げる者があるもの」(部会資料20-1の第2の3)とする規律とは異なり、「法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの(買受けの申出がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があったものを含む。)」とする規律を提案している。

第20回会議では、部会資料20-1で提案された規律によると、買受けの申出の時の役員が暴力団員等に該当する場合であっても、当該役員が売却決定期日の時までには、売却不許可とすることができないと理解されることになってしまうのではないかと指摘がされた。そこで、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が法人である場合において、買受けの申出と売却決定期日のいずれかの時点において、当該法人の役員が暴力団員等に該当すれば売却不許可とするとの考え方にに基づき、本文3のとおり、部会資料20-1の第2の3に必要な修正を加えることとした。

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

- 1 子の引渡しの強制執行

子の引渡しの強制執行は、次の又はに掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

執行裁判所が執行官に子の引渡しを実施させる決定をする方法
民事執行法第172条第1項に規定する方法

- 2 子の引渡しの直接的な強制執行

直接的な強制執行と間接強制との関係

前記1に掲げる方法による強制執行の申立ては、次のアからウまでのいずれかに該当するときでなければすることができないものとする

る。

ア 民事執行法第172条第1項の規定による決定が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過したとき）。

イ 前記1に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえないとき。

ウ 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。

債務者の審尋

執行裁判所は、前記1の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならないものとする。ただし、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

子の引渡しを実施させる決定

執行裁判所は、前記1の規定による決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならないものとする。

執行裁判所の管轄及び費用前払決定

民事執行法第171条第2項の規定は前記1の執行裁判所について、同条第4項の規定は前記1の規定による決定をする場合について準用するものとする。

執行抗告

前記の強制執行の申立て又は前記において準用する民事執行法第171条第4項の規定による申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

3 執行官の権限等

債務者の占有する場所における権限

執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。

ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくは

その代理人と債務者を面会させること。

ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

債務者の占有する場所以外の場所における権限

執行官は、前記 に規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所の占有者の同意を得て又は後記アの規定による許可を受けて、前記 アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

執行の場所の占有者の同意に代わる許可

ア 許可の要件

執行裁判所は、子の住居が前記 に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができるものとする。

イ 執行官による許可証の提示

執行官は、前記アの規定による許可を受けて前記 アからウまでに掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならないものとする。

債権者等の執行の場所への出頭

ア 前記 又は の規定による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が執行の場所に出頭した場合に限り、することができるものとし、子が債務者と共にいること（同時存在）を要する旨の規律は設けないものとする。

イ 執行裁判所は、債権者が執行の場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって執行の場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前記アの規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が出頭した場合においても、前記 又は の規定による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができるものとする。

ウ 執行裁判所は、いつでも前記イの決定を取り消すことができるものとする。

執行官による威力の行使等

- ア 執行官は、前記 又は の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。
- イ 執行官は、前記アの規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。
- ウ 執行官は、前記 又は の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

4 子の心身への配慮

執行裁判所及び執行官は、前記 1 の方法による子の引渡しの強制執行（子の引渡しの直接的な強制執行）の手続においては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないものとする。

（説明）

1 本文 1（子の引渡しの強制執行）について

本文は、部会資料 20 - 1 の第 3 の 1 と同内容である。

2 本文 2（子の引渡しの直接的な強制執行の手続の骨格）について

本文 2（直接的な強制執行と間接強制の関係）について

本文は、部会資料 20 - 1 の第 3 の 2 と同内容である。

なお、本文ウの要件に該当するか否かは、事案の性質を踏まえ、個別事案における具体的な事情に基づき判断されることとなるものと思われるが、具体的な適用場面の例としては、債務者によって子の生命又は身体の安全等に反するような態様を伴う不適切な監護がされている場合や子の連れ去りがされるに至った経緯等から、債務者が子の生命又は身体の安全等に悪影響を及ぼす状態で監護していることが推認される場合等が考えられる。このような例に加え、部会のこれまでの議論（注）では、事案によっては、債務者が、子の引渡しの直接的な強制執行を免れるため、子の住居所を変更するなどしてその所在を隠匿しようとしているといった事情がある場合なども想定されることから、このような事情も本

文ウの要件の考慮の対象となることが文言上明らかになるように本文ウの文言を修正すべきではないかとの意見が示された。これに対しては、現在の本文ウの規律によっても、このような事情は本文ウの要件の考慮の対象になり得るのではないかとの考え方も示された（なお、このような事情については、本文イの要件の判断に当たっても考慮の対象となるとの考え方があり得る。）。

（注） ここでは、第20回会議において示された意見等のうち、部会資料20 - 3（ハーグ条約実施法に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しに関する検討）に関するものについても、本文の規律に対する意見として考慮し得る限度で取り上げている。

本文2（債務者の審尋）について

本文は、部会資料20 - 1の第3の2と同内容である。

第20回会議においては、本文とは異なり、債務者の審尋を必要なものとはせず、執行裁判所が、上記の決定をするに際し、必要があると認めるときに審尋をすることができる（民事執行法第5条参照）ものとするれば足りるとの意見があった。これに対しては、本文の規律では、執行裁判所が子の引渡しを実施させる決定において執行官に対して一定の権限を付与するものと理解し得る（本文2）ところ、一般に、執行裁判所が債務者以外の者に一定の権限を付与する点で共通する代替執行の手続においては、執行裁判所が授權決定をする場合に債務者の審尋が必要とされていることとの整合性を説明することが困難であるとの批判があり得る。

また、第20回会議においては、本文の規律に関し、子に急迫した危険があるものの、審尋をしたとしても「強制執行の目的を達すること」は可能である場合をどのように位置付けるのかが問題となるとの指摘があった。もっとも、ここでいう「強制執行の目的を達すること」とは、子を迅速かつ適切に債権者に引き渡すことを意味するものであると解することができるところ、子に急迫した危険がある場合には、可能な限り迅速に子の引渡しを実現すべきであると考えられるから、一定の期間を要する債務者の審尋を経ているのでは「強制執行の目的を達することができない」と評価することが可能であると考えられる（この意味で、本文の規律における「子に急迫した危険があるとき」とは、「審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるとき」の代表的な例を示すものであると整理することができる。）。

本文2（子の引渡しを実施させる決定）、（執行裁判所の管轄及び費用前払決定）及び（執行抗告）について

- 本文は、部会資料20-1の第3の2 から までと同内容である。
- 3 本文3（執行官の権限等）について
- 本文3（債務者の占有する場所における権限）について
- 本文は、部会資料20-1の第3の3 と同内容である。
- 本文3 及び（債務者の占有する場所以外の場所における権限等）について
- ア 本文の概要
- 本文は、部会資料20-1の第3の3 及び と同内容である。
- イ 同意に代わる許可についての告知の要否について
- 第20回会議においては、本文3 の執行の場所の占有者の同意に代わる許可がされた場合に、執行裁判所が当該占有者に対して当該許可を告知することの要否について指摘がされた。
- 民事執行の手續に関する裁判を告知すべき者の範囲については、民事執行規則第2条が規定しているため、同意に代わる許可の告知の要否についても、同規則においてその告知の要否に関する規定を設けるべきか否かという観点から検討する（注1）。
- 民事執行規則第2条においては、執行抗告をすることができる裁判（申立てを却下する裁判を除く。）を始めとする同条第1項各号に掲げる裁判については、当該裁判が申立てに係る場合にあってはその裁判の申立人及び相手方（当事者としてその裁判の効力を受けるもの）に対して告知しなければならないとされているが、民事執行の手續に関する裁判で同項各号に掲げるもの以外のものは、当該裁判が申立てに係るときは、申立人に対して告知しなければならないとされている。
- これは、民事執行法が執行抗告を認めた裁判については、その時点でその裁判の当否について上級審の判断を受ける機会を保障することが相当であると考えられる重要な裁判であるから、執行抗告権者であることが明らかな当事者に対しては、執行抗告の提起期間内（同法第10条第2項参照）に執行抗告をする機会を与えるために、その裁判を告知することが相当であると考えられるのに対し、執行抗告をすることができず、執行裁判所に執行異議（同法第11条第1項）を申し立てることができるだけの裁判については、執行異議に提起期間の制限がなく、裁判の重要性も一般には低いことから、当事者に告知する必要はないと考えられることによるものである。
- これを本文の規律について見てみると、本文3 の規律における同意に代わる許可は、債権者の申立てに係るものとされているため、当該許可の告知の要否については、当該許可に対する執行抗告の可否を

踏まえて検討することが相当であるように思われる。

そして、部会のこれまでの議論では、同意に代わる許可に対する執行抗告をすることができるとした場合には、債務者以外の第三者(以下単に「第三者」という。)の占有する場所における強制執行の手続において、2度の執行抗告(執行官に子の引渡しを実施させる決定に対する執行抗告と、同意に代わる許可に対する執行抗告)を想定する制度の枠組みとなり、執行手続の迅速な進行の要請が害されるおそれがあること、この同意に代わる許可は、執行官に当該第三者の占有する場所に立入り等をさせるという一時的な行為についてのものであり、執行裁判所が執行官に子の引渡しを実施させる決定をするか否かの判断と比較すれば、執行抗告までを認める必要性は相対的に低いとの評価もあり得ることなどから、同意に代わる許可に対する不服申立てについては、執行抗告ではなく、執行異議によるものとするのが相当であるとの考え方が示され、特段異論が見られなかったところである。

以上を踏まえると、同意に代わる許可については、申立人である債権者に対して告知をすれば足り、相手方である執行の場所の占有者に対しては告知を要しないものとする(注2)のが相当であるものと考えられる。

(注1) 民事執行規則においては、民事執行の手続に関する裁判の伝達方法として、告知(第2条)と通知(第3条)が定められており、民事執行の手続に関する裁判をその裁判の申立人又は執行抗告をすることができる者に対して伝達するときは、全て告知によることとし(第2条第1項第2号、第2項、第80条、第96条第3項)、それ以外の場合でも、特に重要な裁判を当事者に伝達する場合でその者の所在が明らかでなく又はその者が外国にあるときであっても何らかの伝達手段を講ずべきであると考えられるものについては、告知によることとし(第2条第1項第1号、第3号から第5号まで)、その他のものについては通知によることとされている。

(注2) なお、部会のこれまでの議論では、仮に執行の場所の占有者に対し、その同意に代わる許可がされたことを告知する必要があるとの考え方に立ったとしても、強制執行の密行性を確保する観点からは、事後に告知をすれば足りるとの指摘もあったところである。このような指摘を踏まえると、例えば、債務者に対する執行終了の通知(不動産の引渡し又は明渡しの強制執行につき民事執行規則第154条、動産の引渡しの強制執行につき同規則第155条第3項、第154条参照)を参考に、執行

の場所の占有者に対する通知をする旨の規定を設けるものとする考え方もあり得るが、執行の終了については、同規則上、一般的な通知の規定がなく、債務者以外の者に対して執行の終了を通知することを定めた規定もないことからすれば、こうした現行の同規則の規律との整合性も踏まえて、所要の通知に係る規律を同規則に設けることの要否を検討する必要があると考えられる。

本文3 及び（債権者等の執行の場所への出頭及び執行官による威力の行使等）について

本文は、部会資料20-1の第3の3 及び と同内容である。

4 本文4（子の心身への配慮）について

本文の概要

本文の規律は、子の心身の負担への配慮と強制執行の実効性の確保との調和の観点から、間接強制の前置を不要としつつ、直接的な強制執行の申立てにつき一定の要件を設けること（本文2 ）、強制執行の条件として子が債務者と共にいること（同時存在）を不要としつつ、原則として債権者の出頭を必要とすること（本文3 ）等を提案するものであるが、部会のこれまでの議論では、民事執行法の改正に関する中間試案が掲げていた間接強制の前置や子と債務者の同時存在に関する規律の根底にある考え方（強制執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点からは、できる限り、債務者に自発的に子の引渡しをさせることが望ましいとの考え方）自体についてはなお一定の意義があるとの指摘もされたところであり、このような指摘も踏まえ、執行裁判所や執行官に対し、強制執行の手続において一定の配慮をするよう求める規律を設けること自体については特段の異論がなかった。

そこで、本文は、子の引渡しの直接的な強制執行においては、執行官が執行裁判所の決定に基づき債務者による子の監護を解いて債権者に引き渡すという一連の過程で子の心身に負担が生じ得ることに鑑み、当該強制執行の手続において一定の判断や権限の行使をすることが予定されている執行裁判所及び執行官は、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならない旨の規律を設けることを提案するものである（注）。

具体的には、執行裁判所が子の引渡しの直接的な強制執行の申立ての要件（本文2 アからウまで参照）を満たすか否かを判断するに際し、子の年齢及び発達の程度等の事情を踏まえて子の心身への影響につき配慮することや、債務者の審尋の要否（本文2 ）や債権者に代わってそ

の代理人が執行の場所に出頭することの相当性（本文3 イ）を判断するに際し、強制執行が子の心身に及ぼす影響につき配慮することなどが求められるほか、執行官が債務者の占有する場所以外の場所において執行を行う場合に、その執行の場所としての相当性（本文3 ）を判断する際にも、当該場所での強制執行が子の心身に及ぼす影響につき配慮することが求められるものと考えられる。また、執行官が執行の場所においてその権限（本文3 アからウまで参照）を行使する際にも、その権限の行使が子の心身に及ぼす影響につき配慮することが求められるものと考えられる。

（注） 第20回会議では、本文の規律を設けることについて、児童福祉法第3条が、全て児童に関する法令の施行に当たっては、同法第1条所定の児童福祉の理念（全て児童は、児童の心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有するとするもの）及び同法第2条所定の児童育成の責任（国及び地方公共団体は、児童の保護者と共に、児童を心身共に健やかに育成する責任を負うとするもの）という二つの原理が、常に尊重されなければならないと定めていることとも整合するのではないかと指摘があった。

本文とは異なる考え方等（注）

ア 配慮の対象とすべき手続の範囲について

第20回会議においては、本文のような規律を設けることに特段の異論は見られなかったが、子の心身の負担への配慮の必要性は、子の引渡しの直接的な強制執行の手続のみではなく、間接強制を含む子の引渡しの強制執行の手続全体を通じて存在するため、「前記1 の方法による」との限定は不要であるとの意見が見られた。

この意見の主な根拠として、間接強制を経ずに子の引渡しの直接的な強制執行を申し立てることの当否を判断する場面（本文2 アからウまで参照）やその判断のための審尋をする場面でも、子の心身の負担への配慮が必要であることが指摘されたが、このような指摘に対しては、当該判断は「前記1 の方法による子の引渡しの強制執行（子の引渡しの直接的な強制執行）の手続において」されるものとして本文の規律における配慮の対象となっているため、本文の文言によっても特段の不都合は生じない（上記意見の趣旨は含意されている）との考え方あり得る。

なお、間接強制の手続においては、執行裁判所が債務者に間接強制金の支払を命ずるという手続の性質上、執行裁判所が「強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮」しなければならない場

面は想定し難いとの指摘があり得る。

イ その他（規律の在り方等）について

第20回会議においては、本文の規律では「配慮しなければならない」との文言が用いられているが、このように執行裁判所等が一定の義務を負うかのような形で規律を設けてしまうと、債務者側がこの規定を盾にして執行妨害に及ぶおそれがあるのではないかとの懸念が指摘され、そのような執行妨害のおそれがないような文言にすべきではないかとの意見もあった。この意見は、子の引渡しの直接的な強制執行の決定がされた場合に、債務者がこの規定を根拠に執行抗告をすることなどを念頭に置いたものと思われる。しかし、これに対しては、本文の規律においても「できる限り」との文言が用いられていることなどからすれば、本文の文言から直ちに執行裁判所等が一定の決定等を行う義務を負うものではないと解される上、当該決定に対する執行抗告には執行停止効が認められていないことも踏まえると、本文の規律があることによって特段の執行妨害のおそれが生ずるということはないとの考え方もあり得る。

そして、本文の規律における配慮の対象についても、「子の心身に有害な影響を及ぼすこと」ととどまらず、「子の福祉」といったより広い概念を対象にすべきであるとの意見があった。これに対しては、「子の福祉」という概念は、どちらの親に監護されるのが相当かという本案の内容（監護権者としての適格性といった債務名義の成立過程において検討されるべき実体の問題）をも含むものと考えられるが、強制執行の手続においては、そのような実体法の観点からの「子の福祉」を再度考慮するのは相当ではなく、強制執行が子の心身に与える負担への配慮を問題とすべきであるとの意見が示された。

加えて、配慮の対象に関しては、上記の意見のほかに、強制執行によって子の引渡しを迅速に実現することが子の福祉に資するとの考え方にに基づき、強制執行の実効性の確保（子の引渡しの迅速な実現）と強制執行による子の心身の負担への配慮という二つの要素を配慮の対象とすべきではないかとの意見も見られた。これに対しては、強制執行の実効性の確保（子の引渡しの迅速な実現）の要請については、子の引渡しの強制執行に関する諸規定によって具体化されているため、別段の規律を設ける必要はない一方、強制執行が子の心身に与える負担への配慮については特に規律を設ける意義があるといえるので、本文の規律が適切かつ相当であるとの考え方もあり得る。

（注） 本項目では、第20回会議において示された意見等のうち、部会資料

20 - 3 (ハーグ条約実施法に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しに関する検討)に関するものについても、本文の規律に対する意見として考慮し得る限度で取り上げることとしている。

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

差押債権者は、民事執行法第155条第1項(後記第5の1の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により金銭債権を取り立てることができることとなった日(同条第3項又はこの項の規定による届出をした場合にあっては、最後に当該届出をした日)から少なくとも2年を経過するごとに、同日以降支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならないものとする。ただし、差押債権者が同日以降に同条第2項の支払を受けたときは、この限りでないものとする。

前記 に規定する日から2年を経過した後4週間以内に差押債権者が民事執行法第155条第3項の規定による届出又は前記 の規定による届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

差押債権者が前記 の規定により差押命令を取り消す旨の決定の告知を受けてから1週間の不変期間内に民事執行法第155条第3項の規定による届出(差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。)又は前記 の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失うものとする。

2 その他の場面(債務者への差押命令等の送達未了)における規律

執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出(民事執行法第20条において準用する民事訴訟法第110条第1項各号に掲げる場合にあっては、公示送達の申立て。後記 において同じ。)をすべきことを命ずることができるものとする。

執行裁判所は、前記 の申出を命じた場合において、差押債権者が前記 の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができるものとする。

(説明)

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律（本文1）

本文の概要

本文は、部会資料20-1と実質的に同内容である

届出の追完をすることができる期間の性質

本文1は、本文1の規律により差押命令を取り消す決定がされた場合においても、差押債権者が当該決定の告知を受けてから1週間の不変期間内に一定の届出をしたときは、当該決定がその効力を失うものとするを提案するものである。

なお、第20回会議においては、本文1の期間の性質について、この期間を通常期間（不変期間以外の期間）（注1）として定めることも考えられるのではないかとの指摘があった。この指摘は、不変期間とされている期間の多くが上訴などの不服申立てに関するものであるのに対し、本文の定める届出の追完は、不服申立てそのものではない点を考慮したものであると思われる（注2）。

そこで、本文1について改めて検討してみると、部会のこれまでの議論においては、本文1の規律により差押命令を取り消す旨の決定に対しては、基本的には執行抗告をすることができるものと考えられることを前提として（民事執行法第12条参照）、当初、取消決定がされた場合における差押債権者の救済措置として、差押債権者が当該取消決定後に取立ての届出等をしたことを理由として執行抗告をすることを可能とすることにより、この取消決定の取消し（すなわち、差押命令の効力を維持すること）を求めることができるようにする規律が検討されていた。もっとも、その後、この場面で上級審の判断を求める重い手続を想定する必要はないのではないかとの指摘があったこと等を踏まえ、本文1の規律が、執行抗告に代わる措置として提案されるに至ったものである。

このような規律の位置付けに加え、第20回会議においては、第三債務者の二重払の危険を避けるためには、この取消決定により差押命令の効力が確定的に消滅する時期が、変動しないようにしておくのが望ましいとの指摘もあった。これらを踏まえれば、届出の追完により取消決定の効力を覆すことができる期間については、この取消決定に対する執行抗告をすることができる期間（民事執行法第10条第2項によれば、「裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間」）に対応するものとするのが適切であると思われる。そのため、本部会資料においても、本文1の期間については、「決定の告知を受けてから1週間の不変期間」とするものとしている（注3）。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律（本文2）

本文は、部会資料20-1と実質的に同内容であるが、規律の内容をより明確にする観点から表現の修正をしたものである。

（注1） 民事手続法の定める期間には、通常期間（不変期間でない期間）と不変期間の2種類があり、両者は、一般に、伸縮の可否と追完の可否の点で差異があるとされている。通常期間は、裁判所がその期間を伸長し又は短縮することができるのに対し、不変期間は、裁判所がこのような伸長をすることはできないとされている（民事訴訟法第96条第1項）。また、不変期間は、当事者がその責めに帰することができない事由により期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後1週間以内に限り、訴訟行為の追完をすることができる（同法第97条第1項）。

（注2） 民事手続法において「不変期間」を定めているものとしては、「控訴は、判決書・・・の送達を受けた日から二週間の不変期間内に提起しなければならない。」とする民事訴訟法第285条のように上訴の期間を定めるものが多いとされているが、他方で、それ以外の場面における期間を不変期間とする例もある。例えば、同法第132条の4第2項は、訴えの提起前における証拠収集の処分申立ては、訴えの提起を予告する通知がされた日から「四月の不変期間内にしなければならない。」としている。

（注3） なお、本文1の期間を通常期間とすると、民事執行法第20条において準用する民事訴訟法第96条によれば、執行裁判所がその期間を伸縮することができることとなると解される余地があり得ないではないこととなる。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1 取立権の発生時期の見直し

差し押さえられた金銭債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第155条第1項の規定の適用については、同項中「一週間」とあるのは、「四週間」とするものとする。

差し押さえられた金銭債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第159条第5項の規定の適

用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とするものとする。

差し押さえられた債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第161条第4項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とするものとする。

差し押さえられた債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも1人以上）の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過するまでは、配当等を実施してはならないものとする。

2 手続の教示

裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、民事執行法第153条の規定により当該差押命令の全部又は一部の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならないものとする。

（説明）

本文は、部会資料20-1と実質的に同内容である。